

綾瀬市学校運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により設置される学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、綾瀬市学校運営協議会規則（令和4年綾瀬市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の申請等)

第2条 協議会を置こうとする学校の校長は、学校運営協議会設置申請書（第1号様式）を綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。
この場合において、2以上の学校について1の協議会を置こうとするときは、各学校の校長の連名による申請により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該学校に協議会を設置したときは、学校運営協議会設置通知書（第2号様式）により当該校長に通知するものとする。

(意見の申出)

第3条 協議会は、規則第5条第1項の規定により教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるとき及び同条第2項の規定により神奈川県教育委員会に対して意見を述べるときは、学校運営協議会意見申出書（第3号様式）により行うものとする。

(委員の任命)

第4条 規則第8条第1項の規定による委員の推薦は、学校運営協議会委員推薦書（第4号様式）により行うものとする。

(部会)

第5条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の構成及び運営は、協議会に準じて会長がその都度定める。

(会議録)

第6条 協議会は、会議を開催した都度、遅滞なく、会議の内容を記録した学校運営

協議会会議録（第5号様式）を作成し、公表するものとする。ただし、規則第14条第1項ただし書の規定により会議を非公開とした場合又は協議会が特に必要と認める場合は、会議録を公開しないことができる。

（辞任の申出）

第7条 協議会の委員を辞任しようとする者は、学校運営協議会委員辞任申出書（第6号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（解任の通知）

第8条 教育委員会は、規則第17条第1項の規定により委員を解任したときは、学校運営協議会委員解任通知書（第7号様式）により当該協議会の会長及び対象学校の校長に通知するものとする。

（活動状況の報告）

第9条 協議会は、その活動状況について、当該年度における活動の終了後遅滞なく、学校運営協議会活動状況報告書（第8号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（児童又は生徒の意見聴取）

第10条 協議会は、協議の運営に必要があると認めるときは、対象学校の校長の同意を得て、対象学校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。